



152

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 平成19年(ネ)第389号
 期 日 平成19年4月10日午前10時15分
 場所及び公開の有無 大阪高等裁判所第12民事部法廷で公開
 裁 判 長 裁 判 官 渡 邊 等
 裁 判 官 八 木 良 一
 裁 判 官 樋 口 英 明
 裁 判 所 書 記 官 大 田 安 伸
 出頭した当事者等

控訴人代理人 [Redacted]

被控訴人代理人 平 田 元 秀

指 定 期 日

弁 論 の 要 領 等

控訴人

控訴状陳述

出頭当事者

原判決事実摘示のとおり原審口頭弁論の結果陳述

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

控 訴 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役 [Redacted]

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 [Redacted]

兵 庫 県 市 町 番 地

被 控 訴 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 平 田 元 秀

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、原判決（神戸地方裁判所姫路支部平成17年ワ
第633号売買代金等請求本訴事件、平成17年ワ第899号原状回復
請求反訴事件）に記載のとおりであるからこれを引用する。

第3 和解条項

- 1 控訴人と被控訴人とは、平成16年12月25日、
と被控訴人との間で締結された、前記引用に係る原判決事実摘
示中の、太陽光発電システム一式及びこれに付随するオール電化光熱機器類
の売買及び設置工事契約が、現在その効力を有しないことを相互に確認する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、原状回復工事として、遅滞なく太陽光発電シス
テム（太陽電池モジュールPV-MR130Cその他の機器、及び連携ブレー
カーPVC3PBその他の付属機器、並びに架台）の取り外し工事（工事場所
市 ）を行う義務のあることを認め、被控訴人と協議
の上定められた日時に、上記工事を実施する。
- 3 控訴人は、被控訴人に対し、エコキュート、IHクッキングヒーター、浴室
乾燥機、食器洗い乾燥機、その他本件契約に伴い控訴人が被控訴人宅に設置し
た物品（前項の工事に伴い取り外されることとなる物品を除く。）の所有権を
放棄する。
- 4 控訴人は、その余の本訴請求を放棄する。
- 5 被控訴人は、その余の反訴請求を放棄する。
- 6 控訴人と被控訴人は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債
務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、第1、2審とも、各自の負担とする。

裁判所書記官 大 田 安 伸



これは正本である。

平成19年4月18日

大阪高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 大田 安



平成18年12月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 中嶋一成

平成17年(ワ)第633号 売買代金等請求本訴事件

平成17年(ワ)第899号 原状回復請求反訴事件

口頭弁論終結日 平成18年11月21日

判 決

本訴原告（反訴被告）

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

兵庫県 市

本诉被告（反訴原告）

同訴訟代理人弁護士 平 田 元 秀

主 文

- 1 本訴原告（反訴被告）の本訴請求を棄却する。
- 2 反訴被告（本訴原告）は反訴原告（本诉被告）に対し、別紙工事目録記載の工事をせよ。
- 3 訴訟費用は本訴・反訴を通じ本訴原告（反訴被告）の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

（本訴請求）

本诉被告（反訴原告、以下「被告」という。）は本訴原告（反訴被告、以下「原告」という。）に対し、金453万6000円及びこれに対する平成17年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（反訴請求）

主位的請求

原告は被告に対し、別紙工事目録記載の工事をせよ。

予備的請求

原告は被告に対し、金116万5668円及びこれに対する平成17年11月23日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、太陽光発電システム及びこれに付随するオール電化光熱機器類の売買及び工事契約（以下「本件契約」という。）を締結した原告が、買主である被告に対し、売買代金及び工事代金（以下併せて「本件工事代金」という。）の支払いを求めた事案（本訴請求）であり、これに対し、被告が、本件契約は、消費者契約法4条1項の不実告知又は同2項の事実不告知による勧誘によってなされたものであり、被告は取消し意思表示をしたと主張して、原告の本訴請求を争うとともに、取消しに基づく原状回復義務の履行として、主位的に、原告が被告の居宅に設置した機器類等の撤去工事をするよう求め（反訴主位的請求）、予備的に同撤去工事費用相当額の工事代金の支払いを求めた（反訴予備的請求）事案である。

1 前提となる事実（争いがない事実）

- (1) 株式会社（以下「訴外会社」という。）は、住宅の増改築、建替え及び住宅リフォームの設計・施工等を目的とする株式会社であったところ、平成17年10月4日原告に吸収合併された。
- (2) 訴外会社は被告に対し、平成16年12月25日、太陽光発電システム一式（以下「本件システム」という。）及びそれに付随した下記オール電化光熱機器類（以下「本件オール電化機器類」という。）を、合計金453万6000円（本件工事代金）で売却・設置工事する旨の契約（本件契約）を締結した（なお、本件オール電化光熱機器類が本件契約にかかる売買の対象であったか否かについては後記のとおり争いがある。）。

記

- ① 電気温水器SRT-HP463WF型デラックスリモコン（以下「エコキュート」という。）
- ② IHクッキングヒーターCS-G3203BDS（以下「IHクッキングヒーター」という。）
- ③ 浴室乾燥機V-15BZ4-RN（以下「浴室乾燥機」という。）
- ④ 食器洗い乾燥機DW-SS61B（以下「食洗機」という。）

- (3) 訴外会社は、平成17年2月4日、被告に対し、本件システムの設置工事及び本件オール電化機器類の設置工事を行い、これらを引き渡した。
- (4)ア 被告は訴外会社に対し、平成17年6月1日到達の内容証明郵便をもって、本件契約には消費者契約法4条1項又は2項所定の事由があるとして、本件契約を取り消す旨の意思表示をした。
- イ 被告は原告に対し、平成17年10月20日の第2回口頭弁論期日において、本件契約には特定商取引に関する法律9条の2第1項所定の事由があるとして、本件契約を取り消す旨の意思表示をした。

なお、以下では、訴外会社も含めてすべて「原告」と表記する。

2 争点

本件契約締結に至る原告の担当者の勧誘に、消費者契約法4条1項の不実告知若しくは2項の事実不告知又は特定商取引に関する法律9条の2第1項所定の不実告知があったか。

3 争点に関する当事者の主張

(被告)

ア 消費者契約法4条1項又は2項の該当性について

原告の従業員（以下「 」という。）は、本件契約を勧誘するに当たり、「 の太陽光発電をこの地域に普及したいのでモニターになってほしい、モニターになれば、いい数字を出してもらうため、エコキュート、IHクッキングヒーター、浴室乾燥機、食洗機等を取り付ける工事を一式とし

- (ア) は、被告の自宅を訪問して本件契約の勧誘をし、本件契約の締結をしたものであるところ、上記アのとおり、被告は、本件契約を勧誘するに当たり、不実告知及び事実不告知をした。
- (イ) また、 は、本件契約を勧誘するに当たり、太陽光発電の説明に際し、本件契約の目的である 電機製モジュールの発電能力等について、「被告の家の向きや屋根のタイプ、電気ガス代、家族構成を考えると、130W×24枚=3.12KW/時タイプがおすすめである。計算すると月平均1万2200円くらい発電する。月によって発電量が少なかったり多かったですりしますがこれはご了承下さい。」等と説明した。

被告は の上記説明を信じて本件契約を締結した。

ところが、被告は平成17年9月ころ、 電機カスタマーセンターに問い合わせて発電量を確認したところ、3.12KWタイプでの1か月の発電量は約260KW（売電代金約6200円に相当）が標準であることが判明した。売電代金1万2200円とは、発電量として約482KW相当であり、 の上記説明は不実を告知するものである。

ウ 以上のとおり、本件契約の勧誘において、原告の従業員は不実告知又は事実不告知を行い、このため被告は誤認に至って本件契約を締結したものであり、消費者契約法4条1項又は2項及び特定商取引に関する法律9条の2第1項各号所定の取消原因がある。

エ 以上のとおり、本件工事代金の支払いを求める原告の本訴請求は理由がない。

また、本件契約は取り消されたから、原告は本件契約に基づいて被告宅に設置した本件システムや本件オール電化機器類の取り外し等の原状回復義務を負うところ、原状回復の内容は別紙工事目録記載のとおりであり、その工事代金は116万5668円を下らない。

よって、被告は原告に対し、主位的に別紙工事目録記載の原状回復工事を

するよう求めるとともに、予備的に工事代金相当額である116万5668円及びこれに対する反訴状送達の日翌日である平成17年11月23日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(原告)

ア 原告は、国家政策的に普及が広く推進されており、原告の主力事業でもある太陽光発電システムの販売について、顧客の一層の利便性を提供するために、メンテナンスとして必要不可欠な保証期間を通常の10年ではなく20年とするサービスを充実させるなどし、その上で、原告は被告に対し、特別企画として、本件システムについて、保証期間が20年であること、平成16年12月時点であれば補助金14万0400円の受領も可能であること、保証期間が20年であることとの関係で他社における価額よりも割高になっているものの、長期的観点からは全体的には割安になること、さらに浴室乾燥機・食洗機も無償で提供するうえ、エコキュート・IHクッキングヒーターも破格の価格(各3万円)で備え付けること等を説明し、さらに具体的に、無償で提供する金16万8000円相当の食洗機による節水効果等も含め十分な経済効果が見込まれ、本件システムを立替払いの方法により購入したローンとの差額の負担があるものの、長期的観点から見れば十分採算が採れることや、上記のオール電化機器類の設置によって経済的に有利な代金体系になっている旨も説明した。

なお、原告は、さらに被告に対し、クーリングオフ制度についても説明したうえ、熟慮期間を経て具体的な工事に取りかかったものである。

また、発電量の点についても、原告担当者は、メーカーの説明は無用な苦情等を回避する観点から確実な発電量等を公表しているが、実際にはそれを超えた発電が可能であり、それにより、上記のとおり経済効果が見込まれる旨の説明を行った。

イ 以上のとおり、原告の担当者は、本件契約に当たって十分な説明をしてお

り、不実告知又は事実不告知は存在せず、被告主張の取消しはその原因を欠く。

ウ よって、原告は被告に対し、本件契約に基づいて本件工事代金及びこれに対する弁済金の翌日である平成17年2月5日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

また、被告の反訴請求はいずれも理由がない。

第3 争点についての判断

1 証拠（甲1ないし11、乙5ないし25、証人 ）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実を認めることができる。

(1) 原告の従業員 は、平成16年12月19日、被告宅を訪問し、被告の妻である訴外 （以下「 」という。）に対し、)太陽光発電を 町に普及したいのでオール電化が付くモニターになってほしい旨勧誘するとともに、同月25日に再訪する約束を取り付け、それまでに被告方の1年間の電気・ガス代等の概要を説明できるよう準備してほしい旨伝えた。

(2) 同月25日、 が被告宅を訪問し、被告及び （以下「被告ら」という。）に対し、本件契約の勧誘を行った。

ア は、エコキュート・IHクッキングヒーター・食洗機及びIHクッキングヒーター用の鍋等の希望小売価格等の記載のあるメーカーのパンフレットを交付し、現在特別にこれらのオール電化機器類をサービスで提供できる旨説明したうえ、予め被告らが用意していた被告方の光熱費の平均月額2万3500円という数値をもとに、上記オール電化機器類を設置した場合、ガス代がかからず、また電気代も節約でき、これらにより月1万3200円光熱費が減少すること、食洗機を設置することによって月3000円の水道代の節約が見込まれること等を説明した。

イ さらに、 は、同日中に本件契約を締結すれば国からの14万0400円の補助が受けられること、 電機製の本件システムは、外のメーカ

一より割高であるが、それは発電効率が良いことや架台がしっかりして屋根が傷む心配が少ないことなどによるものであること、特別に20年保証を付けられること等の説明をした。なお、本件システムの希望小売価格等の記載されたパンフレットは交付されず、また保証料が別途代金に含まれる旨の説明もなかった。

ウ また、 は、被告方に最適な太陽光発電システムを設置すると、1か月481KW相当、売電額にして1万2200円相当の発電が見込まれる旨説明した。

エ は、上記ア及びウを総合して、本件契約を締結すれば、月額にして、光熱費の節約分1万3200円、水道代の節約分3000円、売電代金1万2200円の合計2万8400円得になる旨説明し、本件契約にかかるクレジット代金月額3万1762円と従前の光熱費月額2万3500円を比較すると8000円程度負担が増えるけれども、クレジット期間15年で代金の支払いを完了した後、本件システムの寿命を30年と考えれば、長期的にやはり本件契約によるのが得である旨説明した。

オ 被告らは、それでも本件工事代金額が高額であるため、本件契約の締結に躊躇し、いつまでに返事すればよいか に確認した。 は、特別に年末枠でオール電化機器類を付けるので今日中に返事をもらわなければならない旨返答し、これに対し、 が浴室乾燥機をサービスで付けてもらえるよう求め、 は、IHクッキングヒーター用の鍋を省く代わりに浴室乾燥機をサービスで提供する旨返答した。

カ 以上の経過で、本件契約が締結され、原告は被告に対し、本件契約にかかる「工事契約書」の控えを交付したが、当該契約書には、施工条件として上記オール電化機器の品番等の記載はあるが、本件システムにかかる機器や附属品等の単価、工事内容、諸経費の内訳とその価格との記載は一切なく、総額のみが示されていた。

- (3) 原告は本件契約締結当時、本件システムの価格明細を示す書類を交付しなかったが、平成17年2月8日に被告の要求に応じて被告に送付した「太陽光発電システム企画工事価格表」によれば、本件工事代金の内訳は、本件システムの機器費合計260万4000円、付属機器合計5万円、架台68万円、工事費用合計58万6000円、諸経費合計40万円（うち20年のメンテナンス保証料として20万円計上）、オール電化費としてはエコキュート及びIHクッキングヒーター各3万円並びに工事費4万円の合計10万円で、これらの合計442万円からモニター値引き10万円が施された432万円に消費税21万6000円を合計した453万6000円が本件工事代金であり、ここから国からの補助金14万0400円及びエコキュートキャッシュバック7万円をそれぞれ控除した432万5600円が被告の自己負担金として示されている。
- (4) 被告らは、本件システム等の設置工事の後に、本件契約が割高ではないかと疑い、インターネット等で調査したところ、原告以外の外の事業所の掲載する本件システムと同一のシステムの標準価格の平均は218万円程度であるとの情報を得、その後、本件オール電化機器類の設置工事のみを業者に依頼すると133万円程度要するとの情報も得た。これらの中、被告らは消費生活センターに相談したり、原告と交渉等をしたが、結局本訴に至った。
- (5) 太陽光発電システムにかかる国庫補助を実施している財団法人新エネルギー財団が平成17年6月1日から同年8月31日までに受け付けた補助金交付申請書から算出した太陽光発電システムの設置価格は1KW当たり消費税を含まないで、最高価格139万9000円、最低価格31万8000円であり、平均価格は68万4000円である。これを本件システムの発電容量である3.12KWで乗ずると、最低価格99万2160円から最高価格436万4880円となり、本件工事代金は最高額に近い金額であることになる。

(6) 被告は、電機カスタマセンターに、本件システムにかかる発電量がどの程度あるのか問い合わせたところ、1か月の発電量は約260KWであり価格にして6200円相当であるとの回答を得た。

2 以上のとおり認められ、上記認定を覆すに足りる証拠はない。

なお、証人 は、 はメンテナンス保証料が20万円であることを含め本件システムにかかる価格の明細を説明した旨供述するが、同証人は本件契約の勧誘に直接関与していない者であるうえ、証人の供述にかかるの勧誘状況の具体性に照らせば、上記供述部分は信用できない。

また、原告は、メーカーである。電機は無用の苦情等を避けるため、太陽光発電システムにかかる発電能力について実際よりも控えめに公表するものであり、本件システムの発電能力は、メーカーの公式回答以上存する旨主張し、証人もこれに沿う供述をするが、本件システムが電機カスタマセンターからの公式回答以上の発電能力を有することを的確に認定するに足りる客観的証拠はなく、上記主張を認定することはできない。

3 以上の認定事実を前提に、本件契約にかかる勧誘において不実告知又は事実不告知が存したか否かについて判断する。

ア 前記認定の事実によれば、被告らは、本件工事代金について月額3万円以上のクレジットとしてこれを15年間に亘って支払うという高額な商品ないし役務提供であることを大前提として、どの程度経済的にメリットがあるかに関心を持ち続けていたことが優に認められ、そうすると、このような関心にかかる事実は消費者契約法所定の誤認対象事実と認めるべきものである。

イ そして、そのような関心を有する被告らに対する の勧誘文言は、上記認定のとおりであるから、このような説明を受けた被告らとしては、本件工事代金が電機製の太陽光発電システムとして標準的な価格であることを前提に、本件オール電化機器類が無償でサービスされることそれ自体に経済的なメリットがあること及び本件システムと本件オール電化機器類の設置に

よる光熱費・水道代等の節約がクレジット代金の支払いを考慮してもなお経済的にメリットがあること等の事実を本件契約の重要な事実として考慮して本件契約に至ったというべきであり、これらの点について誤認があり、かつそれが の勧誘文言上重要事実を告げなかったによるものであることは明らかであるというべきである。

ウ 加えて、本件システムにかかる発電能力についても、前記認定の説示の点からすると、 は不実の告知をしたといわざるを得ず、当該不実は、本件システムを導入することによる経済的メリットに直接関わる事実であることは明らかである。

エ この点、仮に本件工事代金が本件システムを取り扱う他の事業者の標準的価格と本件オール電化機器類の標準的な設置価格との合計価格と大差なく標準的な価格帯に収まっているものであり、又は太陽光発電システム単独で見ても一般に行われている取引価格の枠内に収まっていたとしても、上記説示のとおり、被告らは、本件システムと本件オール電化機器類の総合的価格を考慮して本件契約締結に至ったものではなく、 の勧誘文言から、本件システムが 製の太陽光発電システムとして標準的な価格であることを当然の前提であると認識したうえで、本件オール電化機器類が無償でサービスされることそれ自体に経済的なメリットがあると判断して本件契約に至ったというべきであるから、上記のような点をもってしても、被告らが重要事実について誤認していなかったものと解することはできない。

4 以上によれば、本件契約には消費者契約法4条1項、同2項、特定商取引に関する法律9条の2に各所定の取消事由があるというべきである。

5 そうすると、本件契約は取消しにより無効であり、原告は本件工事代金請求権を行使できず、かつ被告に対する原状回復義務を履行すべきである。

なお、証拠（乙2ないし4）及び弁論の全趣旨によれば、原状回復義務の内容は、別紙工事目録のとおりであると認められる。

第4 結論

以上によれば、原告の本訴請求は、理由がないからこれを棄却し、被告の反訴請求は主位的請求について理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用し、仮執行の宣言は相当でないので付さないこととし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所姫路支部

裁 判 官 黒 田 豊

工 事 目 録

工事の場所：
工事の名称： 邸原状回復工事

番号	名称	番号	名称2	数量	単位	単価	金額	計
第1 【太陽光発電システム取り外し工事】				乙第2号証				
1	開電解約手続	1	式				15,000	
	接続器具撤去工事	1	式				50,000	
	パネル撤去工事	1	式				50,000	
	瓦復旧工事	40	力所			2,000	80,000	
	(小計)							195,000
2	【外装工事】							
	外部足場掛	1	式				50,000	
	外壁張り替え(材工共)	1	式				36,000	
	塗装	1	式				30,000	
	目地コーキング	1	式				5,000	
	(小計)							121,000
3	【洗面所内装工事】							
	既存ボード解体	1	式				6,000	
	既存照明器具取り外し	1	式				5,000	
	木工事(材工共)	1	式				35,000	
	壁クロス	16	m			1,200	19,200	
	(小計)							65,200
4	現場管理費	1	式				120,000	
	運賃	1	式				80,000	
	処分費	1	式				10,000	
	見積調査費	1	式				30,000	
	(小計)							240,000
	合計(税別)							621,200
	消費税							31,060
	合計(税込)							652,260
第2 【ガス給湯器・ガスコンロ原状回復工事】				乙第3号証				
1	【ガス給湯器原状回復工事】							
	ガス給湯器ノーリツGT2428ARX	1	台				218,640	
	マルチリモコン	1	台				26,820	
	循環金具既設使用とす							
	取付架台	1	台			8,000	8,000	
	給水給湯接続工事	1	式				35,000	
	リモコン取替	1	式				12,000	
	ガス接続費	1	式				15,000	
	追い焚き接続工事	1	式				15,000	
	(小計)							330,460
2	【ガスコンロ原状回復工事】							
	リンナイビルトインコンロRSK-38R5	1	台			64890	55,000	
	取付費	1	式				15,000	
	ガス接続	1	式				15,000	
	(小計)							85,000
3	【諸経費】						10,000	
	(小計)							10,000
4	【電気温水器・コンロ取り外し工事】						15,000	
	(小計)							15,000
	合計(税別)							440,460
	消費税							22,023
	合計(税込)							462,483
第3 【ユニットバス・キッチン原状回復工事】				乙第4号証				
1	【既設ユニットバス天井換気扇取替工】							
	浴室用天井埋め込み換気扇 (松下電工FY-24CC1)	1	台				19,500	
	同上取替施工費	1	式				14,000	
	(小計)							33,500

番号	名称	番号	名称2	数量	単位	単価	金額	計
	2		既設キッチン食器洗い乾燥機撤去工					
			既設食器洗い乾燥機撤去(給排水脱着共)	1	式		12,000	
			(小計)					12,000
	3		諸経費	1	式		3,000	
			(小計)					3,000
			合計(税別)					48,500
			消費税					2,425
			合計(税込)					50,925
総合計								1,165,668

これは正本である。

平成18年12月28日

神戸地方裁判所姫路支部

裁判所書記官 中 嶋 一 成